平成２２年（フ）第１１５号
福岡県飯塚市小正204番地７　市営小正高畑住宅17号
債務者　石田　征子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６２３号
北九州市戸畑区千防１丁目１番20―510号
債務者　桐原　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７００号
北九州市八幡西区折尾５丁目５番15―615号
債務者　松井ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５１号
北九州市八幡東区東台良町13番15号
債務者　伊東眞由美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８号
福岡県田川郡糸田町3718番地
債務者　尾方　　亮
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県田川郡糸田町2988番地２
債務者　柴田　和美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３７９号
大分市大字三芳134番地の１　パークサイドＫＡＩ710
債務者　坪井容善こと　尹　　容善
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９４号
大分市大字羽屋323番地の３　ＴＫパレス102
債務者　河野　典子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５０５号
鹿児島県いちき串木野市大里6711番地２
債務者　長谷川正人
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
鹿児島県霧島市国分名波町17番２号
債務者　久森　なな
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
鹿児島県霧島市国分福島２丁目14番１号　果林ハイツ105号室
債務者　松園　かな
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
鹿児島県姶良市東餅田1314番地10
債務者　久保　初雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名2531番地１
債務者　坂元　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿屋市南町2343番地
債務者　右田　末美（旧姓桃澤）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
鹿児島県肝属郡東串良町川西2730番地、旧住所鹿児島県霧島市隼人町住吉385番地３　フラワーマンション105号
債務者　鮫島　　義
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
鹿児島県肝属郡東串良町川西2730番地、旧住所鹿児島県霧島市隼人町住吉385番地３　フラワーマンション105号
債務者　鮫島　　恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
沖縄県那覇市字安謝620番地145
債務者　瑞慶山悦子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３０８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2998番地の96
債務者　城間　正春
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部